

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 鎌田 徹 様 〒460-0003 日本国 愛知県名古屋市中区錦1-11-11 名古屋イ ンターシティ3階 TMI 総合法律事務所 名古 屋オフィス	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 AKP072W0	発送日 (日.月.年) 28.01.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/047485	国際出願日 (日.月.年) 04.12.2019	優先日 (日.月.年) 25.12.2018
国際特許分類 (I P C) B60K 11/04(2006.01) i FI: B60K11/04 J		
出願人 (氏名又は名称) 株式会社デンソー		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 17.01.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 畔津 圭介 3D 3621 電話番号 03-3581-1101 内線 3341
--	-------------------------	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-9	有
	請求項	1, 10-11	無
進歩性 (IS)	請求項	3-6	有
	請求項	1-2, 7-11	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-11	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : JP 2017-185991 A (株式会社デンソー) 12.10.2017(2017-10-12)
 段落115~0144、図15~17
 & WO 2017/169906 A1

文献2 : 日本国実用新案登録出願63-151409号(日本国実用新案登録出願公開2-71017号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (小島プレス工業株式会社) 30.05.1990(1990-05-30) 明細書第5ページ最終行~第10ページ第9行、第1~7図 (ファミリーなし)

文献3 : JP 2016-55719 A (カルソニックカンセイ株式会社) 21.04.2016(2016-04-21)
 請求項1段落0026、図1~4 (ファミリーなし)

文献4 : JP 8-327133 A (株式会社イノアックコーポレーション) 13.12.1996(1996-12-13)
 段落0009~0017、図1~7 (ファミリーなし)

文献5 : JP 2012-35829 A (アイシン精機株式会社) 23.02.2012(2012-02-23)
 & US 2012/0012410 A1
 & EP 2407333 A1

文献6 : JP 2005-43003 A (三菱電機株式会社) 17.02.2005(2005-02-17)
 (ファミリーなし)

請求項1、10、11に係る発明は文献1により新規性・進歩性を有しない。
 文献1には、車両のシャッター装置において、ブレード300Bの端部の貫通穴330B、340B (凹部) に、フレーム110B、210B、120B、220Bの突起111B、211B、121B、221B (凸部) を挿通して回転可能に支持すること、ブレード300Bは鉛直方向に延び、鉛直方向下方の端部に貫通穴310B、320B、330B、340B (凹部) を有していることが記載されている。

請求項2、8に係る発明は文献1、2により進歩性を有しない。
 文献2には、シャッタ装置のブレードの端部に形成した有底凹部5bとフレームに形成した凸部1bからなる軸受け構造が記載されている。第2図より軸受け構造の外側にはラビリンス構造が形成されていると言える。
 文献1に記載の発明に文献2に記載の技術を適用することは当業者にとって容易である。その際、有底凹部の深さと凸部の高さのどちらを大きくするかは設計事項であって、摩擦抵抗を極力小さくするべく凸部の高さの方が大きくなるようにすることは当業者が適宜なし得ることである。

請求項7に係る発明は文献1、3により進歩性を有しない。
 文献3には、フラップ (ブレード) の軸部に切欠き部 (間隙拡大部) を設けることで異物を除去するための空気をより効率的に取り込むことができることが記載されている。
 文献1に記載の発明に文献3に記載の技術を適用することは当業者にとって容易である。

請求項8に係る発明は文献1、4により進歩性を有しない。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

文献4には、シャッタ装置のブレードの端部に形成した有底凹部31とフレームに形成した凸部30からなる軸受け構造が記載されている。図6より、凹部の先端面とフレームの外壁面との間には間隙が形成されていることがわかる。

文献1に記載の発明に文献4に記載の技術を適用することは当業者にとって容易である。

請求項9に係る発明は文献1により進歩性を有しない。

文献1に記載の発明において、フレーム110B、210B、120B、220Bの幅やブレード300Bの支持部301B、302B303B、304Bの外径をどの程度とするかは設計事項であって、前記幅の方が短くなるようにすることに何ら困難性はない。

請求項3～6に係る発明は、新規性・進歩性を有する。その前提構成に対して各請求項で限定した事項を備えることについては、国際調査報告に引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。